

## 生活習慣病予防健診

### 対象者一覧表に掲載されていない者は受診ができないのでしょうか？

対象者一覧表に掲載されていなくとも、

- ・ 受診日に被保険者であること
  - ・ 対象年齢であること
  - ・ 年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で初めての受診であること
- が満たされていれば協会けんぽからの費用補助を受けて健診を受診することができます。

### なぜ対象者一覧表に掲載されていない者がいるのですか？

毎年3月頃に送付しております対象者一覧表は、1月上旬時点の加入者情報を基に作成しておりますので、直近で入退社された方の情報が反映されておられません。

また、年齢条件に該当していない方も掲載されておられません。

しかし、被保険者資格や年齢等の条件が満たされていれば、一覧表に掲載されていなくても受診は可能です。

### 人間ドックに生活習慣病予防健診は利用できますか？

健診機関によって、利用できる、利用できない、どちらの場合もあります。

生活習慣病予防健診の検査項目以外の検査項目（脳や前立腺など）は全額自己負担となりますので、健診機関にお問い合わせください。

## 受診費用はどうしたら良いの？

健診費用については、受診する健診機関にお問い合わせください。  
なお、受診者から協会けんぽに対する費用請求等の手続はありません。

## 健診結果を再発行してもらいたいのですが、どのようにすればよいのでしょうか？

協会けんぽでは、健診結果の再発行は承っておりません。  
再発行をご希望の方は、受診した健診機関にご依頼をお願いいたします。